

|  |
| --- |
| 令和７年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内 |

**●　会計年度任用職員とは**

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は１年（４月１日～翌３月３１日）以内（※１）と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定（※２）が様々適用されます。

|  |
| --- |
| ※１　翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。※２　服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。 |

**●　会計年度任用職員の募集**

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| **尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集****～保健師若しくは助産師免許を有する職員～****１　応募受付期間・時間**1. 期間　　随時募集（毎月１５日前後締め切り）
2. 時間　　午前９時～正午及び午後１時～午後５時３０分
3. 備考　　土曜日及び日曜日・祝日は受付を行いません。

**２　応募条件**次の⑴～⑶の条件の全てを満たす方1. 保健師若しくは助産師免許を有する者
2. Ｗｏｒｄでの文書作成やＥｘｃｅｌでの基本的な表作成及び関数の使用、

電子メールの送受信、ファイル添付等のパソコン操作ができる者　⑶　地方公務員法第１６条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない。

|  |
| --- |
| ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者イ　尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者ウ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |

**３　応募方法**　　応募受付期間（時間）内に、下記の書類（各１部）を南部地域保健課（尼崎市南部保健福祉センター）まで直接ご持参または郵送ください。(1)　尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書(2)　保健師若しくは助産師免許を有することを証明する書類（写しで可）　(3)　指定の原稿用紙に記載した作文　800字以内　(4)　提出先尼崎市保健局南部保健福祉センター　南部地域保健課　住所　〒660-0876　　　尼崎市竹谷町2丁目183番地　出屋敷リベル5階　　　電話　06-6415-6342　　　Fax　06-6430-6850**４　採用予定日**　　随時**５　採用予定人数**１名**６　勤務条件**⑴　任期　　　採用予定日～令和7年12月31日　　　令和8年3月31日までの延長の可能性あり⑵　条件付採用期間　　　採用日から１か月間（勤務日数が少ないときなどは１か月を超える場合あり）1. 勤務場所

尼崎市南部保健福祉センター　南部地域保健課(兵庫県尼崎市竹谷町2丁目183番地　出屋敷リベル5階）1. 職務内容

ア 母子健康手帳交付時等の面接相談、こども家庭センター機能設置における支援計画立案イ 妊産婦や乳幼児等の要支援者への電話・面接・訪問支援及び支援後のケース管理ウ 乳幼児健康診査やマタニティーセミナー等の事業従事エ 各種事業の準備・アンケート入力等の事務オ 地区管理に必要なデータ入力や台帳管理の補助カ その他、所属長が必要と認める業務⑸　勤務時間ア　始業時刻　　午前９時　　イ　終業時刻　　午後５時３０分　　　※週３０時間勤務。（週４～５日、午前９時～午後５時３０分までの範囲内）　　ウ　休憩時間　　正午から午後１時まで　　エ　勤務を要しない日等　　　(ア)　日曜日及び土曜日(イ)　月曜日から金曜日までのうち１日（週4日勤務の場合）　　　(ウ)　国民の祝日に関する法律に規定する休日　　　(エ)　年末年始（１２月２９日～翌１月３日）　　オ　その他　　公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり⑹　休暇等年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり⑺　給与等　　ア　報酬月額　　１８９，３３０円～２０２，９６０円（令和７年度の予定額）※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。　　イ　通勤代　　　自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道２㎞以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道１㎞以上の場合支給あり　　ウ　賞与　　　　期末手当及び勤勉手当を６月及び１２月に支給（予定）　　　　　　　　　　※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動があったり、支給要件に該当しなかったりする場合があります。⑻　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険　　　適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）※　適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）　⑼　公務上の災害又は通勤による災害に対する補償　　　労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり　⑽　勤務場所における受動喫煙防止措置の状況敷地内禁煙⑾　その他　　　勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱その他の定めを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。**７　採用試験**試験内容は第１次選考：書類選考、第２次選考：面接試験を実施します。1. 第１次選考　　　毎月15日前後に書類選考を実施します。

⑵　第1次選考結果　第1次選考後1週間以内に電話または郵送で通知します。合格者には、第2次選考の日程と場所を案内します。1. 第2次選考　　毎月25日前後に南部保健福祉センター内で面接試験を行います。
2. 最終結果発表　 第2次選考後1週間以内に電話または郵送で通知します。

**８　留意事項**⑴　受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。⑵　応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。⑶　応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。**９　問い合わせ先（応募受付先）**　　尼崎市保健局南部保健福祉センター　南部地域保健課　　　　住所　〒660-0876　　　　　　　尼崎市竹谷町2丁目183番地　出屋敷リベル5階　　　　電話　06-6415-6342　　　Fax　06-6430-6850 |

|  |
| --- |
| ※　上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】（トップページ ＞ 市政情報 ＞ 職員募集 ＞ 会計年度任用職員募集） |